

USPTO と JPO が PPH の審査時期の予見可能性向上のために協力

2022 年 1 月 26 日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

米国特許商標庁（USPTO）と日本国特許庁（JPO）は 1 月 14 日に共同声明¹を出し、特許審査ハイウェイ（PPH）を利用した特許出願について、審査時期の予見可能性を向上させるための改善を行うことを発表した。

PPH は、複数の国に対して同じ発明を特許出願し、いずれか 1 か国で特許可能と判断された場合に、他の国において簡易な手続で早期に審査を受けられる枠組みである²。USPTO と JPO との間では 2006 年から PPH を実施している。

共同声明は、PPH を利用した場合の審査通知（オフィスアクション）までの期間について、新たに目標を設定することで、審査時期の予見可能性を高めるとしている。USPTO と JPO は、PPH の申請受理から一次審査通知までの期間、及び一次審査通知に対する出願人の応答から次の審査通知までの期間³を、それぞれ平均 3 か月以内と設定した。

なお、PPH の利用にあたって USPTO や JPO に対する料金は発生しない。PPH 以外に、USPTO における早期権利化のための制度として、追加料金を支払うことで利用できる優先審査（Prioritized Examination, 通称 Track One）⁴や、技術分野等の制限があるもののより低額な早期審査（Accelerated Examination）⁵等がある。

USPTO と JPO は、PPH の他にも協働調査試行プログラム（Collaborative Search Pilot, CSP）⁶等の国際協力の取組により、ユーザーの利便性や権利取得の予見可能性の向上に努めている。

（以上）

¹ Joint Statement by USPTO and JPO on efforts to further improve the Patent Prosecution Highway

² 申請手続は JPO のウェブサイトに掲載されている。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/us_highway_pilot_program.html

³ JPO は、一次審査通知への応答のみでなく、後続の審査通知（オフィスアクション）も含めて平均 3 か月以内とすることを目標としている。

⁴ USPTO's Prioritized Patent Examination Program

⁵ Accelerated Examination

⁶ Collaborative Search Pilot